

札幌市豊平館の管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市豊平館条例（昭和 33 年条例第 24 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 3 日付けで札幌市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道歴史文化財団（以下「乙」という。）との間で締結した札幌市豊平館の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 18 条、第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 1 月 27 日から令和 5 年 3 月 31 日に発生した経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定書により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、キャンセル料返金等対応・休館対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 107,690 円」を支払う。

第 2 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 1,880,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市厚別区厚別町小野幌 50 番地 1
一般財団法人北海道歴史文化財団
代表者 代表理事 山田 幸

